

事務連絡
令和7年10月22日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

消費者庁食品衛生基準審査課

食品、添加物等の規格基準の誤植について

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）については、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第29号）により、「第2 添加物の部」の内容の一部を改正しましたが、一部に誤植があったことから、別紙のとおり正誤表を送付いたします。つきましては、別紙の内容について関係者への周知をお願いするとともに、その円滑な運用に御配慮をお願いします。

なお、本件については、別途、規格基準告示の改正を行う際に、併せて修正を行う予定であることを申し添えます。

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）「第 2 添加物の部」正誤表

分類	品名等	項目	誤	正
D 成分規格・ 保存基準各条	ポリリン酸 カリウム	定量法	$\frac{M_S \times 2.291 \times 100}{M_T}$ 酸化リン（V）（P_2O_5）の含量（%） ただし、M_S：検液 5 mL 中のリン（P）の質量（g） M_T：試料の採取量（g）	$\frac{M_S \times 2.291 \times 100}{M_T} \times 100$ 酸化リン（V）（P_2O_5）の含量（%） ただし、M_S：検液 5 mL 中のリン（P）の質量（g） M_T：試料の採取量（g）